

山口県報

平成23年
3月1日
(火曜日)

目次

告示
建築物に関する中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程の指定に関する告示の一
部改正(建築指導課).....一

公告
平成二十三年度前期実施技能検定試験の実施(労働政策課).....一
平成二十三年度随時実施三級、基礎一級及び基礎二級技能検定試験の実施
(労働政策課).....四
平成二十三年度二級建築士試験及び木造建築士試験の実施(建築指導課).....六
選管告示
不在者投票のできる老人ホームの指定.....七
公安委規則
山口県暴力団排除条例施行規則.....七

山口県告示第八十七号

建築物に関する中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程の指定に関する告示
(平成二十二年山口県告示第七十八号)の一部を次のように改正し、平成二十三年四月
一日から施行する。

平成二十三年三月一日

山口県知事 二井 関成

一中「山口市」の下に、「防府市」を加える。



(四九)平成二十三年度前期実施技能検定試験の実施

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。)第四十四
条第一項の規定により、平成二十三年度前期実施技能検定試験を次のとおり実施しま
す。

平成二十三年三月一日

山口県知事 二井 関成

一 技能検定の実施職種及び試験の方法

(一) 実施職種

技能検定は、次の1の表から3の表までの上欄に掲げる職種で、それぞれこれら
の表の下欄に掲げる試験科目に係るものについて実施する。

1 一級及び二級の技能検定

職種	試験科目
園芸装飾	室内園芸装飾
造園	造園工事
鑄造	鑄鉄鑄物鑄造
金属熱処理	一般熱処理 浸炭・浸炭窒化・窒化処理 高周波・炎熱処理 普通旋盤
機械加工	フライス盤 平面研削盤 円筒研削盤 ホブ盤 数値制御旋盤 数値制御フライス盤 マシンングセンタ
放電加工	数値制御彫り放電加工 ワイヤ放電加工
金属プレス加工	金属プレス

左官	とび	石材施工	プラスチック成形	印刷	建具製作	家具製作	婦人子供服製造	建設機械整備	鉄道車両製造・整備	産業車両整備	電気機器組立て	電子機器組立て	ダイカスト	切削工具研削	仕上げ	工場板金	建築板金	鉄工
左官	とび	石張り	射出成形	オフセット印刷	木製建具手加工	家具手加工	婦人子供注文服製作	建設機械整備	内部ぎ装 配管ぎ装 電気ぎ装	産業車両整備	配電盤・制御盤組立て	電子機器組立て	コールドチャンバダイカスト	工作機械用切削工具研削	治工具仕上げ 金型仕上げ 機械組立仕上げ	曲げ板金 打出し板金	内外装板金 ダクト板金	製造物鉄工

職種	試験科目	2	3	級の技能検定	職種	試験科目												
工場板金	曲げ板金 打出し板金	建築板金	内外装板金	機械加工	平面研削盤 数値制御旋盤 マシンニングセンター	金属熱処理	一般熱処理 浸炭・浸炭窒化・窒化処理 高周波・炎熱処理	造園工事	室内園芸装飾	職	試験科目							
タイル張り	タイル張り	畳製作	防	水	防	水	防	水	防	水	防	水	防	水	防	水	防	水
タイル張り	タイル張り	畳製作	防	水	防	水	防	水	防	水	防	水	防	水	防	水	防	水

造園 成形 とび 防水施工 金属熱処理 金属プレス加工 金属サッシ施工 塗装	職 種	金属熱処理 金属プレス加工 サッシ施工 塗装	産業車両整備 プラスチック	平成二十三年八月二十一日 (日曜日)
フラ ワー ー 装 飾	職 種	フラワー ー 装 飾	フラワー ー 装 飾	平成二十三年八月二十一日 (日曜日)
塗 装	職 種	金属塗装	金属塗装	平成二十三年八月二十一日 (日曜日)
内 装 仕 上 げ 施 工	職 種	鋼製下地工事 ボード仕上げ工事	プラスチック系床仕上げ工事	平成二十三年七月二十四日 (日曜日)
左 官	職 種	左官	建築板金 工場板金 仕上げ 機械保	平成二十三年七月二十四日 (日曜日)
と び	職 種	とび	建設機械整備 内装仕	平成二十三年八月二十八日 (日曜日)
電 子 機 器 組 立 て	職 種	電子機器組立て	電子機器組立て	平成二十三年九月四日 (日曜日)
機 械 保 全	職 種	電気系保全 機械系保全	建設機械整備 内装仕	平成二十三年八月二十八日 (日曜日)
仕 上 げ	職 種	機械組立仕上げ	建設機械整備 内装仕	平成二十三年八月二十八日 (日曜日)

3 単一等級の技能検定

産 業 洗 浄	職 種	溶融ペイントハンドマーカー工事 高圧洗浄	試験 科 目
------------------	--------	-------------------------	--------------

(二) 試験の方法

(一)に規定する職種ごとに実技試験及び学科試験を実施する。

二 試験の期日

(一) 実技試験

平成二十三年六月六日(月曜日)から同年九月十一日(日曜日)までの間において山口県職業能力開発協会が指定する日

(二) 学科試験

1 一級及び二級の技能検定

園芸装飾 造園 機械加工 建築板金 工場板金 仕上げ 機械保	職 種	園芸装飾 造園 機械加工 建築板金 工場板金 仕上げ 機械保	試験 科 目
全 電 子 機 器 組 立 て と び	職 種	全 電 子 機 器 組 立 て と び	試験 科 目
左 官	職 種	左官	試験 科 目
内 装 仕 上 げ 施 工	職 種	内装仕上げ施工	試験 科 目
塗 装	職 種	塗装	試験 科 目
フラ ワー ー 装 飾	職 種	フラワー ー 装 飾	試験 科 目
金 属 熱 処 理	職 種	金属熱処理	試験 科 目

2 三級の技能検定

3 単一等級の技能検定

産 業 洗 浄	職 種	溶融ペイントハンドマーカー工事 高圧洗浄	試験 科 目
路面標示施工	職 種	路面標示施工	試験 科 目

三 試験の場所

山口県職業能力開発協会が指定する場所

四 受検資格

(一) 一級の技能検定にあつては、法第四十五条及び職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「省令」といふ。)第六十四条の二に規定する者であること。

(二) 二級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の三に規定する者であること。

(三) 三級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の四に規定する者であること。

(四) 単一等級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の六に規定する者であること。

五 受検申請書の受付期間

平成二十三年四月十一日(月曜日)から同月二十日(水曜日)まで(郵送の場合)

は、四月二十日までの消印のあるものは、有効とする。()

六 受検申請書の提出先

山口市中央四丁目三番六号(郵便番号七五三〇〇七四)

山口県職業能力開発協会

七 提出書類

(一) 受検申請書

(二) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者にあつては、その資格を証する書面

八 受検手数料

受検申請書の提出の際に次に掲げる額を山口県職業能力開発協会に納付すること。

(一) 学科試験にあつては、三千百円

(二) 実技試験にあつては、次の1の表から4の表までの上欄に掲げる職種ごとにそれぞれこれらの表の下欄に掲げる額

1 一級及び二級の技能検定

職	種	手数料
婦人子供服製造		一万三千七百円

職	種	手数料
園芸装飾 造園 金属熱処理 機械加工 建築板金 工場板金 仕上げ 機械保 工 建築板金 工場板金 仕上げ 切削工具研削 ダイカスト 電子機器組立て 電気機器組立て 産業車両整備 鉄道車両製造・整備 建設機械整備 家具製 作 建具製作 印刷 プラスチック成形 石材施工 サツシ施工 表装 タイル張り 広 告美術仕上げ フラワー装飾 熱絶縁施工		一万六千五百円

2 三級の技能検定(受検者が在校生である場合)

職	種	手数料
園芸装飾 造園 金属熱処理 機械加工 建築板金 工場板金 仕上げ 機械保 全 電子機器組立て とび 左官 内装仕上げ施工 塗装 フラワー装飾		五千五百円

3 三級の技能検定(受検者が在校生でない場合)

職	種	手数料
園芸装飾 造園 金属熱処理 機械加工 建築板金 工場板金 仕上げ 機械保 全 電子機器組立て とび 左官 内装仕上げ施工 塗装 フラワー装飾		一万六千五百円

4 単一等級の技能検定

職	種	手数料
路面標示施工 産業洗浄		一万六千五百円

九 問題の公表

実技試験の問題は、平成二十三年五月三十一日(火曜日)に山口県職業能力開発協会において公表する。ただし、一部の職種については、公表しない。

十 合格者の発表等

(一) 合格者の発表は、三級の技能検定(金属熱処理に係るものを除く。)にあつては平成二十三年八月二十六日(金曜日)、その他の技能検定にあつては同年九月三十日(金曜日)とし、合格者の受検番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県商工労働部労働政策課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受検者は、合格者の発表日以後、受検票を提示してその旨を知事に申し出ること。

十一 その他

(一) 受検案内、受検申請書等の請求は、山口県職業能力開発協会、市役所、町役場、公共職業安定所、高等産業技術学校、山口職業能力開発促進センター又は防府地域職業訓練センターにすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「技能検定試験」と朱書きし、百四十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、山口県職業能力開発協会にすること。

(二) 技能検定試験についての問合せは、山口県職業能力開発協会(電話〇八三一九二二一八六四六)にすること。

(五〇) 平成二十三年度随時実施三級、基礎一級及び基礎二級技能検定試験の実施

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。)第四十四条第一項の規定により、平成二十三年度随時実施三級、基礎一級及び基礎二級技能検定試験を次のとおり実施します。

平成二十三年三月一日

山口県知事 二井 関 成

一 随時実施三級、基礎一級及び基礎二級技能検定の実施職種及び試験の方法

- (一) 実施職種
 - さく井、鑄造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装及び工業包装
- (二) 試験の方法
 - (一)に規定する職種ごとに実技試験及び学科試験を実施する。
- 試験の期日
 - 山口県職業能力開発協会が指定する日
- 試験の場所
 - 山口県職業能力開発協会が指定する場所
- 四 受検資格
 - (一) 随時実施三級の技能検定
 - 受検しようとする職種に係る基礎一級又は基礎二級技能検定に合格した者であること。
 - (二) 基礎一級及び基礎二級の技能検定
 - 法第四十五条及び職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十四条の五に規定する者であること。
- 五 受検申請書の受付
 - 随時受け付ける。
- 六 受検申請書の提出先
 - 山口市中央四丁目三番六号（郵便番号七五三〇〇七四）
 - 山口県職業能力開発協会
- 七 提出書類
 - (一) 随時実施三級の技能検定
 - 受検申請書及び基礎一級又は基礎二級技能検定の合格証書の写し
 - (二) 基礎一級及び基礎二級の技能検定
 - 受検申請書
- 八 受検手数料

職種	手数料
機械検査 婦人子供服製造	四千六百元
さく井、鑄造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装及び工業包装	五千五百円
基礎二級の技能検定	二万三千七百元
機械検査 婦人子供服製造	一万三千七百元

九 問題の通知
 実技試験の問題は、山口県職業能力開発協会があらかじめ受検申請者宛て通知する。

十 合格者の発表等
 (一) 合格者の発表日等については、試験当日に通知する。
 (二) 試験の得点の開示は、山口県商工労働部労働政策課において行うので、試験の得

点の開示を受けようとする受検者は、合格者の発表日以後、受検票を提示してその旨を知事に申し出ること。

十一 その他

- (一) 受検申請書の請求は、山口県職業能力開発協会にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「随時実施三級技能検定試験」又は「基礎一級及び基礎二級技能検定試験」と朱書きし、百四十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、山口県職業能力開発協会にすること。
- (二) 随時実施三級、基礎一級及び基礎二級技能検定試験についての問合せは、山口県職業能力開発協会（電話〇八三一九二一八六四六）にすること。

(五) 平成二十三年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により、平成二十三年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施します。
 なお、試験の実施に関する事務は、財団法人建築技術教育普及センターに行わせます。

平成二十三年三月一日

山口県知事 二井 関 成

一 試験の日時

区分	科目	日	時
二級建築士試験	学科	平成二十三年七月三日（日曜日）	午前十時から午後五時十分まで
	製設 図計	平成二十三年九月十一日（日曜日）	午前十一時三十分から午後四時まで
木造建築士試験	学科	平成二十三年七月二十四日（日曜日）	午前十時から午後五時十分まで
	製設 図計	平成二十三年十月九日（日曜日）	午前十一時三十分から午後四時まで

二 試験の場所

山口市秋穂二島一〇六一
 山口県セミナーパーク

三 試験の科目

(一) 学科

建築計画、建築構造、建築施工及び建築法規

(二) 設計製図

四 受験資格

建築士法第十五条各号のいずれかに該当する者であること。

五 受験申込書の受付期間、受付場所及び受付時間

- (一) 受付期間
平成二十三年四月十一日（月曜日）から同月十五日（金曜日）まで（郵送の場合は、平成二十三年四月十五日までの消印のあるものは、有効とする。）
- (二) 受付場所
山口市大手町三番八号
山口県建築士会館会議室
- (三) 受付時間
午前十時から午後四時まで

六 受験申込書の提出方法

受験申込書は、山口県建築士会館会議室において本人が直接提出すること。ただし、離島その他の遠隔地で直接申込みができない場合等やむを得ない事情がある場合に限り郵送でもよい。この場合においては、勤務先の証明書又は住民票を添付すること。

郵送の場合は、必ず書留速達とし、封筒の表に「二級建築士試験」又は「木造建築士試験」と朱書きし、山口県建築士会宛に送付すること。

七 インターネットを利用する方法による受験の申込み

(一) 平成十六年以降の二級建築士試験及び木造建築士試験の受験の申込みをした者のうち、財団法人建築技術教育普及センターに対して、この試験の受験の申込みに必要な個人情報について、あらかじめ承諾をしているものに限り、インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができる。

(二) 受験の申込みの受付期間及び受付時間

平成二十三年四月一日（金曜日）午前十時から同月七日（木曜日）午後四時まで
 合格者の発表

(一) 学科試験合格者

1 二級建築士試験

平成二十三年八月二十三日（火曜日）ころ

2 木造建築士試験

平成二十三年九月六日（火曜日）ころ

(一) 最終合格者

平成二十三年十二月一日(木曜日)ごろ

九 その他

(一) 試験案内、受験要領、受験申込書等の配布は、平成二十三年四月四日(月曜日)から同月十五日(金曜日)まで次の場所において行う。

配 布 場 所	所 在 地
社団法人山口県建築士会	山口市大手町三番八号
社団法人山口県建築士会岩国支部	山口県建築士会館内
社団法人山口県建築士会防府支部	岩国市尾津町一丁目六番三四号
下関市都市整備部建築指導課	株式会社吉村設計事務所内
宇部市土木建築部建築指導課	防府市大字新田二〇三三の一
萩市土木建築部建築課	三田尻中関港湾福祉センター二階
下松市建設部住宅建築課	下関市南都町一番一号
光市建設部住宅建築課	宇部市常盤町一丁目七番一号
長門市建設部都市建設課	萩市大字江向五一〇
柳井市建設部土木建築課	下松市大手町三丁目三番三三三
周南市都市建設部建築指導課	光市中央六丁目一番一号
山陽小野田市産業建設部建築住宅課	長門市東深川一三三九の一
	柳井市南町一丁目一〇番二号
	周南市岐山通二丁目一
	山陽小野田市日の出二丁目一番一号

(二) この試験についての問合せは、広島市中区大手町二丁目一番一五号財団法人建築技術教育普及センター中国四国支部(電話〇八二一四五一八〇五五)にすること。

(三) 設計製図の課題は、平成二十三年六月八日(水曜日)ごろから財団法人建築技術教育普及センター各支部及び社団法人山口県建築士会に掲示するとともに、学科の試験当日に試験場に掲示する。

山口県選挙管理委員会告示第十三号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条の規定により、不在者投票のできる老人ホームを次のとおり指定した。

平成二十三年三月一日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正 顕

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
有料老人ホーム秀東館美	岩国市周東町西長野二六五の一	平成二三、二、一八



山口県暴力団排除条例施行規則をここに公布する。

平成二十三年三月一日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第一号

山口県暴力団排除条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、山口県暴力団排除条例(平成二十二年山口県条例第三十七号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(条例第十八条第一項第五号の公安委員会規則で定める施設)

第二条 条例第十八条第一項第五号の公安委員会規則で定める施設は、別表に掲げる施設とする。

(説明又は資料提出の請求の方法)

第三条 公安委員会は、条例第二十条の規定により説明又は資料の提出を求めるときは、説明又は資料提出請求書(別記第一号様式)によりするものとする。

(説明の方法)

第四条 条例第二十条の説明は、公安委員会が口頭であることを認めるときを除き、説

明を記載した書面を提出してするものとする。
 (口頭による説明の聴取)

第五条 公安委員会は、条例第二十條の説明を口頭であることを認めるときは、その指名する警察職員に説明を聴取させることができる。

(勧告の方法)

第六条 公安委員会は、条例第二十一條の規定により勧告をするときは、勧告書(別記第二号様式)によりするものとする。

(公表事項)

第七条 条例第二十二條第一項の規定による公表は、次に掲げる事項についてするものとする。

一 公表される者の住所及び氏名(法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)

二 公表の原因となる事実
 (その他)

第八条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。
 別表(第二条関係)

名 称	所 在 地
国立山口徳地青少年自然の家	山口市徳地船路六六八番地
山口県大島青年の家	大島郡周防大島町大字家房一四五二番地の一
山口県光青年の家	光市大字室積村六一六七番地
山口県油谷青年の家	長門市油谷伊上一〇六八番地
山口県秋青年の家	秋市大字堀内二二一番地の一
山口県秋吉台少年自然の家	美祢市美東町赤二二八番地の一七
山口県十種ヶ峰青少年野外活動センター	山口市阿東嘉年下一八八三番地の二

山口県長者ヶ原グリーンスポーツ広場	山口市徳地船路六六八番地
山口県ふれあいパーク	岩国市由宇町二七三番地の二
下関市立青年の家	下関市椋野町一丁目一七番一号
宇部市青年の家	宇部市大字沖宇部二四番地
山口市児童文化センター	山口市湯田温泉五丁目一番一三三号
二鹿野外活動センター	岩国市二鹿七四二番地
周東野外活動センター	岩国市周東町瀬越一三三三番地
周南市大田原自然の家	周南市大字中須北三一九四番地
山陽小野田市青年の家	山陽小野田市大字埴生三三三〇番地の一
山口朝鮮初中級学校	下関市神田町二丁目八番一号

別記
第1号様式(第3条関係)

第 号
説 明 又 は 資 料 提 出 請 求 書
年 月 日

殿

山口県公安委員会 印

山口県暴力団排除条例第20条の規定により、下記のとおり説明又は資料の提出を求めます。

記

説明又は資料の提出を求める理由	
説明又は資料の内容	
説明書又は資料の提出先	
説明書又は資料の提出期限	年 月 日 まで
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第2号様式(第6条関係)

第 号
勧 告 書
年 月 日

殿

山口県公安委員会 印

山口県暴力団排除条例第21条の規定により、下記のとおり勧告します。

記

勧告の内容	
勧告の原因となる事実	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

平成二十三年三月一日
発行

発行
行人所

山口県知事
山